

令和8年6月24日

保護者 各位

岡崎市立豊富小学校
校長 加藤 環

【4月24日の文書に追加】岡崎市に「暴風警報（暴風警報・暴風雪警報）及び「特別警報」が発表された場合の対応について

向暑さの候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、見出しにありますように、災害対応について、岡崎市教育委員会より下記のように黄色部分を追加するよう指示がありましたので、お知らせします。

記

●「暴風警報・暴風雪警報」への対応について

1 警報及び注意報の発令区分は「西三河南部全域」または「岡崎市」とする。

2 児童の登校する前に、暴風警報及び暴風雪警報が発令されている場合

(1) 始業時刻2時間前（午前6時）までに警報が解除された場合は、平常どおり始業する。

(2) 午前11時までに警報が解除された場合は、午後1時から始業する。

(3) 午前11時以降警報が継続されている場合は、臨時休業とする。

※上記(1)(2)の場合においても、道路の冠水、河川の増水、積雪等により、登校が困難と校長や保護者が認める場合は、該当児童を自宅待機とし登校させない。

3 児童の登校後に、暴風警報及び暴風雪警報が発令された場合

(1) 気象・交通機関及び通学路の状況等から児童を安全に帰宅させうると判断したときは、授業を中止して速やかに下校させる。

(2) 通学路が危険と認められるときや、通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、当該児童の安全を校内において確保する。必要があれば、保護者へ迎え等を依頼する。

●「特別警報」への対応について

※特別警報・・・警報の発表基準をはるかに超える大雨等、重大な災害の起こるおそれ著しく高まっている場合に発表されます。

1 登校前に特別警報が発表された場合は、児童を登校させない。

2 特別警報解除後も、安全に登校できると判断するまでは、児童を登校させない。

※必要に応じて、豊小メール・豊小ホームページで配信します。

3 登校後に特別警報が発表された場合

・児童の生命安全を確保するため、学校で待機させる。

・特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等を確認し、児童を安全に下校させると判断できるまでは下校させない。

●防災気象情報「大雨・河川氾濫・土砂災害・高潮」への対応について

種類	児童の登校する以前	児童の登校後
レベル5「特別警報」	自宅待機	学校待機 校内の高い場所または崖から離れた場所に移動
レベル4「危険警報」	自宅待機	学校待機 校外の避難場所への移動 保護者への引き渡し等
レベル3「警報」	平常授業	平常授業
レベル2「注意報」	平常授業	平常授業

※レベル4が解除もしくはレベル3「警報」に変更になる場合の対応については、「暴風警報・暴風雪警報」の2 児童の登校する前に、暴風警報及び暴風雪警報が発令されている場合(1)(2)(3)に準ずる。ただし、児童生徒が登校する前に、児童生徒が居住する地域の災害状況（河川氾濫・土砂災害等）を把握し、適切な対応すること。

●「暴風警報」や「特別警報」が発表されていなくても、落雷や豪雨など登校に危険が伴う場合は、御家庭の判断により、自宅で待機させてください。登校を見合わせる旨と理由を学校へ連絡し、児童の居場所を明らかにしてください。安全に登校ができるようになったところで、自宅を出るようお願いします。

【連絡先 豊富小学校 教頭 板倉 恵 TEL 82-3073】